

板橋区ものづくり企業立地継続助成金交付要綱

(平成26年10月1日区長決定)

(平成29年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 板橋区ものづくり企業立地継続助成金(以下「助成金」という。)は、板橋区(以下「区」という。)内での操業の継続又は開始を希望する都内中小企業者等が行う操業環境の改善を図る取組(以下「操業環境改善事業」という。)に対し、必要な助成金を交付することにより、都内ものづくり企業の区内における立地継続を支援するとともに、区内ものづくり産業の維持・発展を図ることを目的とする。なお、この助成金は、東京都(以下「都」という。)の「都内ものづくり企業立地継続支援事業費補助金」を財源の一部とするものである。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「ものづくり企業等」とは、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業を営む者とする。

(2) 「都内中小企業者等」とは、次に掲げるいずれかの要件を満たす者で、都内に登記された事業所又は工場を有し、引き続き1年以上操業している者であって、前号に規定するものづくり企業等とする。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと。ただし、ゴム製品製造業(一部を除く。)は資本規模3億円以下又は従業員900人以下の者、ソフトウェア業及び情報処理サービス業については、資本規模3億円以下又は従業員300人以下の者であること。なお、「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 大企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。)が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。

(イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。

(ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。

(エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。

イ 中小企業等協同組合法に基づく組合(事業協同組合等)または中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体(協業組合等)であって、その構成員半数以上が都内に主たる事業所を有す中小企業であるもの。

ウ 一般財団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人

(3) 「操業環境改善事業」とは、別表1に掲げる、工場の操業により生じる騒音、悪臭及び振動等に関して近隣住民等へ配慮することを目的とした工場の改修、工場の移転及び設備更新・導入事業をいう。ただし、他の補助金等を一部財源とする事業を除く。

(4) 「工場」とは、生産設備等を備え経常的に主たる生産業務を行う事業所、又は簡易な加工等を行う作業場をいう。

(助成対象事業者)

第3条 この助成金の対象となる者(以下「対象事業者」という。)は次に掲げるすべてを満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する都内中小企業者等であること。

ア 区内に本社又は事業所の登記があり、区内において1年以上操業する中小企業で

あること。

イ 区外において、1年以上操業し、新たに区内へ移転する中小企業であること。

(2) 法人住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は住民税及び軽自動車税）を滞納していないこと。

(3) 過去3年度以内にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、対象事業者が行う操業環境改善事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、板橋区長（以下「区長」という。）が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、対象事業者に交付するものとする。

2 前項の助成金は、対象事業者が行う操業環境改善事業の助成対象経費の総額が100万円以上のものを対象とする。

3 前項に規定する対象事業者が行う操業環境改善事業は、交付決定の日から別に定める期日までの期間に実施完了した事業とする。

(助成金の額)

第5条 区が対象事業者に交付する助成金の額は、以下の方法により算出される額とする。

(1) 対象事業者が行う操業環境改善事業の助成対象経費の4分の3以内の額（負担割合：都4分の2、区4分の1）、又は助成限度額375万円（負担額：都250万円、区125万円）のいずれか低い額とする。

(2) 別表1に掲げる操業環境改善事業を複数実施する場合の補助限度額も前号に定める額とする。

(3) 別表1に掲げる移転事業のうち、一時移転を行う場合において、一時移転と現工場への移転がそれぞれ異なる年度に実施される場合については、それぞれの補助額の合計額が第1号に定める額の範囲内とし、他の操業環境改善事業の経費を補助対象経費に含める場合は、第1号及び第2号に定める補助限度額の規定の両方を適用するものとする。

(4) 別表1に掲げる設備更新・導入事業において、設備の更新を行う際に、現に使用する生産に要する設備等を処分することにより、収入があった場合は、その収入額のうち消費税及び地方消費税に係る額を除いた額を補助対象経費から除くものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、区長が定める期日までに、様式第1号による助成金交付申請書を、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(審査会の設置)

第7条 区長は、前条で定める助成金交付申請等の審査のため、板橋区ものづくり企業立地継続助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 前項に規定する審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、第6条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、前条で定める審査会を開催してその内容等を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金交付の可否の決定を行うものとする。

2 区長は、前項に規定する助成金交付の可否について、様式第2号による助成金交付可否決定通知書により、申請を行った事業者に通知するものとする。

3 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 助成金の交付決定の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て、以下「算出額」という。）とする。ただし、算出額が予算を超えた場合は、算出額に応じて定率で減額するものとする。

5 第2項の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、第4条第3項に定める期間内に、当該事業計画に基づき、交付決定を受けた操業環境改善事業（以下「助成事業」という。）を実施し、完了させるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

（助成事業者が行う操業環境改善事業の変更等）

第10条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、必要な書類を添えて様式第3号による変更等承認申請書を、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 区長は、第1項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む。）又は不承認を、様式第3号の2による変更等承認（不承認）通知書により助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、区長が定める期限までに、必要な書類等を添えて様式第4号による実績報告書を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第5号により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又は第8条第4項に規定する額のいずれか低い額とする。

3 区長は、助成事業者に対し、第1項の審査に必要な報告、書類の提出を求めることができる。

（是正のための措置）

第13条 区長は、前条第1項の審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項に規定する命令に対して助成事業者が必要な措置をした場合には、前条の規定により処理する。

（助成金の支払等）

第14条 区長は、第12条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成事業者からの請求に基づき、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときには、様式第6号による助成金交付請求書を区長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (5) 区長が事業の実施を不相当と認めるとき。

(助成金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成事業に助成金が支払われているときには、期限を定めて助成事業者はその返還を命じるものとする。

(報告の義務)

第17条 第14条の助成金の交付を受けた助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、助成事業の対象となった工場の操業状況について、操業状況報告書(別記様式第7号)及びその他区長が必要と認める書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求めることができるほか、実地検査を行うことができる。

(助成金の経理等)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業者が行う助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(操業の継続)

第19条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区内にて継続して操業するよう努めなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第20条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 3 助成事業者は、助成事業者が、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、様式第8号による取得財産等処分承認申請書をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号)に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。
- 4 区長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査)

第21条 助成事業者は、区長が区職員をして、助成事業者が行う助成事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第22条 第15条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第16条の規定により助成金の返還を命じたときには、区長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

(その他)

第25条 助成金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、22条、第23条、第24条の規定は、この要綱の廃止後もなおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第2条第3号関係） 都内中小企業者等が行う操業環境改善事業

1	工場の改修事業
	<p>操業環境の改善（防音・防臭・防塵・防振等）を目的として行われる次の改修事業</p> <p>①区内の現工場の改修。ただし、新增築を含まない。</p> <p>②区内移転先工場の改修。ただし、新增築を含まない。</p>
2	工場の移転事業（一部移転を含む）
	<p>操業環境の改善を目的として行われる次の移転事業</p> <p>①区内への工場移転。なお、工場移転には工場の新增築を伴うものを含む。</p> <p>②区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転。ただし、一時移転と現工場への移転がそれぞれ異なる年度に実施される場合については、年度毎に交付決定を必要とする。</p>
3	設備更新・導入事業
	<p>①区内の現工場にある生産に要する設備等の更新。ただし、操業環境改善に著しい効果が見込まれるものに限る。</p> <p>②区内の現工場にある生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入。ただし、操業環境改善に著しい効果が見込まれるものに限る。</p>

別表2（第4条第1項関係） 助成対象経費

1	工場の改修事業
	<p>①区内の現工場を改修するために必要な以下の経費</p> <p>ア 現工場の改修に係る費用（施工費等）</p> <p>イ 建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>ただし、新築工場及び既存工場の増築部分に係るものを含まない。</p> <p>②区内の移転先工場の改修を行うために必要な以下の経費</p> <p>ア 移転先工場の改修に係る費用（施工費等）</p> <p>イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用（購入費・施工費等）</p> <p>ただし、新築工場及び移転先工場の増築部分に係るものを含まない。</p> <p>※「建物付帯設備」は、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、建物から容易に移動又は取外しができないものをいう。</p>
2	工場の移転事業（一部移転を含む）
	<p>①区内への工場移転に必要な以下の経費</p> <p>ア 機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）</p> <p>イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p> <p>②区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転に必要な以下の経費</p> <p>ア 改修等施工期間中の一時移転に係る都内貸工場の賃借費</p> <p>イ 一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）</p> <p>ウ 一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）</p>
3	設備更新・導入事業
	<p>①区内の現工場にある生産に要する設備等の更新に必要な以下の経費</p> <p>ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等）</p> <p>イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等）</p> <p>②区内の現工場にある生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備に必要な経費</p> <p>ア 機械の導入に係る経費（購入費・施工費等）</p>

※別表2に掲げる補助対象経費のうち、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税

- (2) 飲食代と認められるもの
- (3) リース等について、補助対象期間外の期間に係るもの
- (4) 委託契約において、委託先の資産となるもの
- (5) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類が不備なもの
- (6) 補助対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、補助対象事業に係る経費が区分できないもの
- (7) 手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われている経費
- (8) 契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていないもの
- (9) その他区長が補助対象外経費と認める経費